仕組債の取引に係るご注意

本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、**商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。**

※　商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

弊社によるご説明や、**本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。**

お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のＡＤＲ（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号　０１２０－６４－５００５（フリーダイヤル）

（注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

【仕組債：個人/法人】

「フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2024年11月20日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動債券」の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、「フィンランド地方政府保証機構保証付　フィンランド地方金融公社 2024年11月20日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動債券」（以下「本債券」といいます。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○本債券のお取引は、主に売出しの取扱いや当社が直接の相手方となる方法により行います。

○本債券の利率は、当初3ヵ月間の利息期間については固定利率が適用されますが、それ以降の利息期間については利率判定評価日の日経平均株価終値により変動します。また、早期償還評価日の日経平均株価終値が早期償還判定水準以上の場合はその直後の利払日に額面金額100％で早期償還されます。さらに、早期償還されず、かつ観察期間中の日経平均株価終値が一度でもノックイン判定水準以下になった場合、満期償還額は、最終日経平均株価（満期償還日の15予定取引日前の日である最終評価日の日経平均株価終値）に連動します。したがって、満期償還額は、日経平均株価水準の動向によっては投資元本を大きく割り込むおそれがありますが、額面金額を上回ることはありません。

○本債券は、日経平均株価水準、金利水準の変化や発行者または保証者の信用状況の変化に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 本債券を売出しや当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。

本債券の主なリスク要因

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 本債券の流通市場は確立されておらず、途中売却できる保証はありません。仮に途中売却できた場合でも本債券の市場価格は、日経平均株価水準、市場の金利水準等の変化に対応して変動しますので、売却損が生じる場合があります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行なう必要があります。
- 期中に早期償還の適用を受けず、かつ観察期間中の日経平均株価終値が一度でもノックイン判定水準以下になった場合、本債券の満期償還額は、最終日経平均株価に連動し、最終日経平均株価が当初日経平均株価を下回った場合には、額面金額を下回ることになります。したがって、満期償還額は、日経平均株価水準の動向によっては投資元本を大きく割り込むおそれがありますが、額面金額を上回ることはありません。また、満期償還額に加え、本債券の利率も2020年5月20日以降の各利払日については、利率判定評価日の日経平均株価終値により適用される利率が変動するため、本債券を途中売却する場合、売却時の日経平均株価水準によっては売却損が生じるおそれがあります。
- 金利水準は、中央銀行等が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

発行者または保証者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります

- 発行者または保証者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 発行者または保証者の信用状況または業務もしくは財産の状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

　なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

一定の条件が満たされた場合、早期償還されるおそれがあります

- 本債券は、早期償還評価日の日経平均株価終値が早期償還判定水準以上の場合、直後の利払日において額面金額100％で早期償還されます。本債券が早期償還された場合、満期償還日までに受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、その償還金額を再投資した場合に、早期償還がなされない場合に

得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。早期償還判定水準は、初回が当初日経平均株価の105%、以降は早期償還評価日ごとに当初日経平均株価に乗じる割合が1.0%ずつ逓減した水準となります。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

本債券の概要

発行者	フィンランド地方金融公社
保証者	フィンランド地方政府保証機構
発行形態	債券発行プログラム
発行額	100億6，000万円
額面金額	100万円
発行日	2019年11月20日
満期償還日	2024年11月20日
日経平均株価終値	評価時刻現在の日経平均株価水準
評価時刻	東京証券取引所の予定終了時刻
当初日経平均株価	発行日（2019年11月20日、但し市場障害事由などが起きた場合は調整される）の日経平均株価終値
最終日経平均株価	最終評価日の日経平均株価終値
最終評価日	満期償還日の15予定取引日前の日
予定取引日	東京証券取引所及び大阪取引所がそれぞれの通常取引セッションでの取引を行う予定の日
観察期間	当初日経平均株価決定日の評価時刻から最終評価日の評価時刻までの期間
満期償還額	①早期償還されず、かつ観察期間中の日経平均株価終値が常にノックイン判定水準を上回った場合 額面金額 × 100% ②早期償還されず、かつ観察期間中の日経平均株価終値が一度でもノックイン判定水準以下になった場合 額面金額 ×（ 最終日経平均株価 ÷ 当初日経平均株価 ） ＊ただし、額面金額を上回ることはありません。
ノックイン判定水準	当初日経平均株価の65%
利率	当初3ヵ月間は年2.80%、以降満期償還日までは、 ① 利率判定評価日の日経平均株価終値が利率判定水準以上の場合 年2.80% ②利率判定評価日の日経平均株価終値が利率判定水準未満の場合 年0.10%
利率判定評価日	2020年5月20日以降の各利払日の15予定取引日前の日
利率判定水準	当初日経平均株価の80%
利払日	2020年2月20日をはじめとする毎年2月、5月、8月及び11月の20日
利払い及び償還通貨	日本円

早期償還条項　　早期償還評価日における日経平均株価終値が早期償還判定水準以上の場合、直後の利払日に額面金額100%で早期償還されます。

早期償還日が到来する月	早期償還判定水準
(第1回)2020年2月	当初日経平均株価×105%
(第2回)2020年5月	当初日経平均株価×104%
:	:

※以降の早期償還評価日で用いる早期償還判定水準は当初日経平均株価に乗じる割合が1.0%ずつ逓減します。

:	:
(第19回)2024年8月	当初日経平均株価×87%

早期償還日　　2020年2月20日から2024年8月20日までの各利払日
早期償還評価日　　各早期償還日の15予定取引日前の日

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。
・本債券の売出しの取扱い
・当社が自己で直接の相手方となる売買

本債券に関する租税の概要

日本の税務当局は本債券に係る課税上の取扱いを明確にしていませんが、日本の税法上、本債券は公社債としてみなされ、以下のとおり取扱われるものと考えられます。なお、税制が改正された場合等は、以下の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、あらかじめ税理士、所轄の税務署等にお問い合わせください。

[個人のお客様]
・本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
・本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
・本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

[法人のお客様]
・本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
・本債券の利子に外国源泉税が課税された場合には外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において本債券のお取引を行う場合は、以下によります。
・本債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。さらに、本債券の商品内容やリスク要因等を十分ご理解いただいた上で投資確認書を差入れていただきます。
・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商号等	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2251号
本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円（2019年9月末現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2009年6月
連絡先	0120-374-250（受付時間：平日8：30～17：30） またはお取扱い店にご連絡ください。

その他留意事項

本債券の発行者が、日本証券業協会のホームページ（http://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html）に掲載している外国の発行者に該当する場合は、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

<<日経平均株価連動債券の損益シミュレーション>>

本シミュレーションは、「フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2024年11月20日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動債券」（以下、『本債券』といいます。）について満期償還額、期中価格の変動のイメージを示したものです。

本シミュレーションは当初日経平均株価が23,200円、債券購入価格が額面の100%として試算しております。尚、最終評価日において日経平均株価終値が23,200円以上の場合は全て額面償還となります。

【ヒストリカルデータ】

以下は、日経平均株価終値のヒストリカルデータです。以下の観測期間（データのない期間を除く）における日経平均株価終値の最大値から最小値への変動率を記載しております。

最大値	最小値	変動率	観測期間	
			開始日	終了日
24,270.62 （2018年10月2日）	7,054.98 （2009年3月10日）	70.9%	2002年1月1日	2019年11月5日

（データ出所　ブルームバーグ）

【ヒストリカルデータによる想定損益】

①　満期償還時の想定損失額

本債券は日経平均株価終値が、観察期間中に一度でもノックイン判定水準以下となり、その後早期償還せず、最終評価日を迎えた場合は、満期償還時の償還額は最終日経平均株価によって変動します。

最終日経平均株価が、上記ヒストリカルデータと同様に当初日経平均株価から70.9%下落したと仮定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面100万円に対して70.9%相当の709,000円となります。従って、この場合の想定償還額は、額面100万円に対して291,000円となります。

想定損失額	想定償還額	損失率
▲709,000円	291,000円	▲70.9%

②　途中売却時の想定損失額

本債券を途中売却する場合、売却時の日経平均株価、日経平均株価のボラティリティ（※）及びその他の要因により、受取額が変動します。

本債券の発行直後に、日経平均株価のボラティリティ及びその他の金融指標等が同値で、日経平均株価のみが、約定時の水準より70.9%下落したと想定した場合の途中売却時の想定損失額は、額面100万円に対して70.3%相当の703,000円となります。従って、この場合の想定受取額は、額面100万円に対して297,000円となります。

（※）ボラティリティとは参照する対象指数の価格変動率の大きさを表す数値のことをいいます。

想定損失額	想定受取額	損失率
▲703,000円	297,000円	▲70.3%

【損益シミュレーションによる想定損益】

①　満期償還時の想定損益額

本債券は日経平均株価終値が、観察期間中に一度でもノックイン判定水準以下となり、その後早期償還せず、最終評価日を迎えた場合は、満期時の償還金額は最終日経平均株価により、以下の損益が生じることが想定されます。

最終日経平均株価水準 （当初日経平均株価対比）	満期時償還割合	想定損益額 （額面100万円当り）
0.0%	0.0%	▲1,000,000円
20.0%	20.0%	▲800,000円
40.0%	40.0%	▲600,000円
60.0%	60.0%	▲400,000円
80.0%	80.0%	▲200,000円
100.0%	100.0%	0円
110.0%	100.0%	0円
120.0%	100.0%	0円

②　ボラティリティの変化と想定損益額

以下のシミュレーションは、発行直後に日経平均株価のボラティリティに一律の変化があった場合の債券価格の変化（損益率）及び想定損益額を示しています。

変動項目	変動幅	損益率	想定損益額 （額面100万円当り）
ボラティリティ	10%上昇	▲3.7%	▲37,000円
	20%上昇	▲6.8%	▲68,000円

※残存年数の変化によって価格変動のイメージは異なります。

【ご留意点】

･本債券の発行条件は確定しておらず、本シミュレーションは想定レベルを設定した上での試算である為、実際の取引条件とは異なります。よって本シミュレーションの結果は、本債券の実際の満期償還額、時価あるいは売却価格とは異なります。

･上記の各計算値は、すべて概数です。また、想定損益額や想定償還額等は、額面100万円当りの金額を記載しております。

･各損失額は、将来における実際の損失額を示すものではありません。市場環境次第では、実際の損失額が想定損失額を大きく上回る可能性があります。また、試算の前提と異なる状況となる場合、シミュレーション以上の損失を被るおそれがあります。

･本債券の流通市場は確立されておらず、途中売却できる保証はありません。仮に途中売却できた場合でも本債券の市場価格は日経平均株価水準、市場の金利水準等の変化に対応して変動しますので、売却損が生じる場合があります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。

･実際の損失額は、売却時における本債券の流動性の状況や、発行者または保証者の信用力等の金融市場指標以外の変動要素や、途中売却に伴い発生する費用、その他残存期間の利回り水準等が影響するため、その影響の程度は予測できず具体的な金額を事前に記載することはできません。

金融商品取引法第37 条（広告等の規制）にかかる留意事項

商号等
ＳＭＢＣ日興証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号

手数料等について
本債券を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。

リスク等について
・本債券は、日経平均株価終値が観察期間中にノックイン判定水準以下となった場合、満期償還額が変動します。その場合には投資元本を割り込むことがありますが、額面金額を上回ることはありません。

・本債券の市場価格は、日経平均株価水準、市場の金利水準等の変化に対応して変動します。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。

・発行者または保証者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります。

・早期償還評価日の日経平均株価終値の動向によって満期前に早期償還する可能性があります。本債券が早期償還された場合、満期償還日までに受領するはずであった利息を受領することができなくなります。

当社が加入する協会等について
・日本証券業協会
・一般社団法人日本投資顧問業協会
・一般社団法人金融先物取引業協会
・一般社団法人第二種金融商品取引業協会

2019年11月

債券売出届出目論見書
＜ 訂 正 事 項 分 ＞

フィンランド地方金融公社

フィンランド地方政府保証機構保証付
フィンランド地方金融公社 2024年11月20日満期
円建 早期償還条項付 日経平均株価連動債券

本債券売出届出目論見書により行うフィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2024年11月20日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動債券の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第５条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を令和元年10月29日に、また同法第７条および第27条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を令和元年11月8日に、それぞれ関東財務局長に提出しており、令和元年11月12日にその届出の効力が生じております。

債券売出届出目論見書の訂正理由

債券売出届出目論見書の記載事項のうち、券面総額、売出価格の総額、利率、利息額、計算代理人およびその他の未定事項が決定しましたので、関連する事項を下記のとおり訂正するものであります。訂正した箇所に下線を付しております。

訂正事項

	頁
第一部　証券情報	1
第２　売出債券に関する基本事項	1
１　売出要項	1
２　利息支払の方法	2

― 売 出 人 ―

ＳＭＢＣ日興証券株式会社

第一部【証券情報】

第２【売出債券に関する基本事項】

１【売出要項】

（前　略）

売出債券の名称	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2024年11月20日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動債券 （以下「本債券」という。）（注1）		
記名・無記名の別	無記名式	**券面総額**	100億6,000万円（注2）
各債券の金額	100万円（注3）	**売出価格**	額面金額の100％
売出価格の総額	100億6,000万円 （注2）	**利率**	額面金額に対して、 （ｉ）2019年11月20日（当日を含む。）から2020年2月20日（当日を含まない。）までの期間： 年2.80％ （ⅱ）2020年2月20日（当日を含む。）から償還期限または（場合により）早期償還日（いずれも当日を含まない。）までの期間： （イ）利率判定評価日の日経平均株価終値が、利率判定水準以上である場合 年2.80％ （ロ）利率判定評価日の日経平均株価終値が、利率判定水準未満である場合 年0.10％ （注4）
償還期限	2024年11月20日 （注5）	**売出期間**	2019年11月12日から 2019年11月19日まで
受渡期日	2019年11月21日		
申込取扱場所	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに下記（注7）に記載の金融商品取引業者ならびに金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所（注8）		

（注1）　本債券は発行者の債券発行プログラム（Programme for the Issuance of Debt Instruments）（以下「債券発行プログラム」という。）に基づき2019年11月20日（以下「発行日」という。）に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

（注2）　ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は100億6,000万円である。

（注3）　本債券についての申込単位は、500万円以上100万円の整数倍とする。

（注4）　利率判定評価日、日経平均株価終値および利率判定水準の定義については、下記「２　利息支払の方法」を、早期償還日の定義については、下記「３　償還の方法（2）強制早期償還」を、それぞれ参照のこと。

(注5)　本債券は、下記「３　償還の方法（2）強制早期償還」に記載するとおり、関連ある早期償還日に早期償還される可能性がある。なお、その他の早期償還については下記「３　償還の方法（3）税制変更による期限前償還」および「11　その他」を参照のこと。

(注6)　本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

（中　略）

(注7)　売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

(注8)　本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。

(注9)　本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、合衆国人の計算で、もしくは合衆国人のために、本債券の勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

（後　略）

２【利息支払の方法】

（前　略）

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

(1)　固定利率：2019年11月20日（当日を含む。）から2020年2月20日（当日を含まない。）までの期間（以下「固定利息期間」という。）については、年2.80%。すなわち、額面金額100万円の各本債券につき、2020年2月20日に、その日（当日を含まない。）までの利息として、7,000円が後払いされる。

(2)　変動利率：2020年2月20日（当日を含む。）から満期償還日（下記「３　償還の方法（1）満期における償還」に定義される。）（当日を含まない。）までの期間（以下「連動利息期間」という。）については、2020年5月20日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日（以下「連動利払期日」という。）に、各連動利払期日（当日を含まない。）までの3ヵ月間の期間についての利息（以下「連動利息額」という。）が後払いされる。各利息期間に適用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額は、計算代理人（以下に定義される。）の単独かつ完全なる裁量により以下に従って決定される。

（ｉ）　関連する連動利払期日直前の利率判定評価日の日経平均株価終値が利率判定水準と等しいかそれを上回る場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年2.80%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、7,000円とする。

（中　略）

「計算代理人」とは、ゴールドマン・サックス・インターナショナルをいう。

（後　略）